



# 宮 崎 県 公 報

令和3年8月19日(木曜日) 第 230 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市の旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

### 告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆除等)……………(自然環境課) 1
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(移動制限・禁止)……………( " ) 2
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令( " ) 2
- 民有林の保安林の指定(2件)……………( " ) 2
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 3
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(2件)……………(水産政策課) 3
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始……………( " ) 4

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

- 町村の意見(2件)……………(商工政策課) 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出……………(農村整備課) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了……………( " ) 5
- 入札公告……………5
- 病院局公告**
- 入札公告……………5
- 公安委員会規則**
- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………7
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………8
- 選挙管理委員会規程**
- 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程……………8
- 選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………10
- 選挙管理委員会告示**
- 不在者投票のできる施設の指定取消し……………10

## 告 示

### 宮崎県告示第 599号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

県内一円

##### (2) 期間

令和3年10月1日から令和4年5月20日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、

3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**宮崎県告示第 600号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

**宮崎県告示第 601号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに高鍋町、新富町及び門川町の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和3年10月1日から令和4年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。

(4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**宮崎県告示第 602号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字柳原1653-1、1654-6、1654-7、1655-4、1658-4

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 603号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ヲモボ  
リ3712-5
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 604号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1395	敬心木材株式会社 宮崎県日南市大字 酒谷乙7404番地1	採取	幼苗の育 成	敬心木材株式会社 宮崎県日南市大字 酒谷乙7404番地1
1396	飫肥造林有限会社 宮崎県日南市大字 酒谷乙7404番地1	採取	幼苗の育 成	飫肥造林有限会社 宮崎県日南市大字 酒谷乙7404番地1

宮崎県告示第 605号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和3年5月26日
発起人の住所及び氏名	延岡市 後藤 智明 延岡市 浅井 良賢
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区

区 分	小型機船底びき網等漁業、小型定置漁業及び小型漁船漁業
-----	----------------------------

宮崎県告示第 606号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和3年7月2日
発起人の住所及び氏名	串間市 日高 由行 串間市 江川 正彦
加入区 の 名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	立宇津支所の地域の者が営む小型漁船漁業

宮崎県告示第 607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年8月19日から同年9月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	218号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平底 12320番1 地先から同 郡同町同大 字同字 122 40番1地先 まで	旧	18.4～ 41.0	180.6
				新	18.4～ 41.0	180.6

宮崎県告示第 608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年8月19日から同年9月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
17	県道	南俣宮崎線	東諸県郡国富町大字嵐田字中須2557番31地先から同郡同町同大字同字2556番31地先まで	旧	16.3~25.0	34.0
				新	14.3~21.3	34.0

**宮崎県告示第 609号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月19日から同年9月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	西臼杵郡日之影町大字七折字平底12320番1地先から同郡同町同大字同字 12240番1地先まで	令和3年8月21日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス神殿店  
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿1270番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗の名称の変更

令和3年4月8日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年8月19日から令和3年9月21日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス神殿店  
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿1270番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
令和3年4月8日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年8月19日から令和3年9月21日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
松 山 次 春	小林市細野4379番地5
上 竹 功	小林市細野4869番地
高 岩 清 正	小林市細野4933番地
眞 方 幸 雄	小林市細野5305番地2
山 波 軍 發	小林市細野5376番地12

梯 良 一	小林市細野5099番地
山 下 英 則	小林市細野5146番地7

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
池 ノ 平	日南市	ため池等整備事業	令和3年2月17日

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 立型マシニングセンター 2台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月25日
- (4) 納入場所 宮崎県立佐土原高等学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和3年9月21日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

#### 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和3年8月19日から令和3年8月30日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和3年8月19日から令和3年9月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和3年8月19日から令和3年9月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和3年9月29日午前10時(送付にあっては、令和3年9月28日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

#### 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年9月29日午前10時

#### 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

#### 9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

#### 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

#### 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required: Vertical Machining Center (2 machines required)
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 29 September, 2021
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 8 月 19 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 手術支援ロボットシステム 一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 3 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - イ 令和 3 年宮崎県告示第 116 号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
  - ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和 46 年宮崎県告示第 93 号) に基づく資格停止 (以下「資格停止」という。) を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
  - オ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 3 年 9 月 3 日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 18 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7629
- (2) 期間 令和 3 年 8 月 19 日から令和 3 年 9 月 3 日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 期間 令和 3 年 8 月 19 日から令和 3 年 9 月 3 日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整

担当

- (2) 提出期限 令和 3 年 9 月 14 日 午後 5 時 必着
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 305 号室 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 令和 3 年 9 月 15 日 午後 2 時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程 (平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号) 第 81 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 質問回答

- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
  - ア 提出期限 令和 3 年 8 月 27 日 午後 5 時まで
  - イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
  - ウ 提出方法 電子メールによること。  
メールアドレス: keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答期限 令和 3 年 8 月 31 日 午後 5 時まで
- イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

13 その他

- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Surgery support robot system
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 14 September, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月19日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地域課)</p> <p>第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>自動車警ら班、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関する</u>こと。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 地域課に水上警察隊、<u>警察航空隊及び鉄道警察隊を置く。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 <u>警察航空隊においては、警察用航空機の運用に関する事務をつ</u>かさどる。</p> <p>7 <u>警察航空隊に警察航空隊長を置き、警視又は警部をもって充て</u>る。</p> <p>8 <u>警察航空隊長は、上司の命を受け、警察航空隊の事務を掌理す</u>る。</p> <p>9～11 [略]</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第28条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(地域課)</p> <p>第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>自動車警ら班及び警察用船舶の運用に関する</u>こと。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 地域課に水上警察隊及び鉄道警察隊を置く。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第28条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>警察用航空機の運用に関する</u>こと。</p> <p>(10) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>警備第二課に警察航空隊を置く。</u></p> <p>7 <u>警察航空隊においては、警察用航空機の運用に関する事務をつ</u>かさどる。</p> <p>8 <u>警察航空隊に警察航空隊長を置き、警視又は警部をもって充て</u>る。</p> <p>9 <u>警察航空隊長は、上司の命を受け、警察航空隊の事務を掌理す</u>る。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年8月31日から施行する。  
(地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)
- 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則(令和2年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">特殊勤務手当認定要件表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">作業の種別</th> <th style="width: 60%;">認定要件</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11号の作業 警ら作業</td> <td>1・2 [略] 3 <u>生活安全部地域課警察航空</u> <u>隊の職員が、航空機による警</u> <u>ら作業に従事した場合</u> 4 <u>生活安全部地域課水上警察</u> <u>隊の職員が、船舶による警ら</u> <u>作業に従事した場合</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業の種別	認定要件	備 考	[略]			第11号の作業 警ら作業	1・2 [略] 3 <u>生活安全部地域課警察航空</u> <u>隊の職員が、航空機による警</u> <u>ら作業に従事した場合</u> 4 <u>生活安全部地域課水上警察</u> <u>隊の職員が、船舶による警ら</u> <u>作業に従事した場合</u>		<p>別表(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">特殊勤務手当認定要件表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">作業の種別</th> <th style="width: 60%;">認定要件</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11号の作業 警ら作業</td> <td>1・2 [略] 3 <u>生活安全部地域課水上警察</u> <u>隊の職員が、船舶による警ら</u> <u>作業に従事した場合</u> 4 <u>警備部警備第二課警察航空</u> <u>隊の職員が、航空機による警</u> <u>ら作業に従事した場合</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業の種別	認定要件	備 考	[略]			第11号の作業 警ら作業	1・2 [略] 3 <u>生活安全部地域課水上警察</u> <u>隊の職員が、船舶による警ら</u> <u>作業に従事した場合</u> 4 <u>警備部警備第二課警察航空</u> <u>隊の職員が、航空機による警</u> <u>ら作業に従事した場合</u>	
作業の種別	認定要件	備 考																	
[略]																			
第11号の作業 警ら作業	1・2 [略] 3 <u>生活安全部地域課警察航空</u> <u>隊の職員が、航空機による警</u> <u>ら作業に従事した場合</u> 4 <u>生活安全部地域課水上警察</u> <u>隊の職員が、船舶による警ら</u> <u>作業に従事した場合</u>																		
作業の種別	認定要件	備 考																	
[略]																			
第11号の作業 警ら作業	1・2 [略] 3 <u>生活安全部地域課水上警察</u> <u>隊の職員が、船舶による警ら</u> <u>作業に従事した場合</u> 4 <u>警備部警備第二課警察航空</u> <u>隊の職員が、航空機による警</u> <u>ら作業に従事した場合</u>																		

[略]

[略]

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年8月19日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	3号警備業務	令和3年11月8日(月)から11月10日(水)まで	15人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

#### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

#### 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務 (追加取得講習)	令和3年9月27日(月)から10月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警

備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

#### (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

## 選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年8月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

### 宮崎県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程



公職選挙法等執行規程（昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 衆議院（小選挙区選出）議員選挙において候補者届出政党が提出する場合にあっては、この様式中「候補者（氏名）」とあるのは、「候補者届出政党の名称及び代表者氏名」とする。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。
- 3 衆議院（小選挙区選出）議員選挙において候補者届出政党が提出する場合にあっては、備考2中「候補者本人」とあるのは「候補者届出政党の代表者本人」とする。

別記第5号様式（その1）中「候補者（氏名）」右の「印」を削り、「宮崎県選挙管理委員会確認者㊟」を「宮崎県選挙管理委員会確認欄」に改め、同様式の（注）2の次に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第5号様式（その2）中「候補者届出政党の名称及び代表者氏名」右の「印」を削り、「宮崎県選挙管理委員会確認者㊟」を「宮崎県選挙管理委員会確認欄」に改め、（注）を次のように改める。

（注）

- 1 証紙の交付枚数が 枚に達したときは、必ず当委員会にこの交付票を返すこと。
- 2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第5号の3様式中「代表者（氏名）」右の「印」を削り、「宮崎県選挙管理委員会確認者㊟」を「宮崎県選挙管理委員会確認欄」に改め、同様式の（注）2の次に次のように加える。

- 3 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第14号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 衆議院（小選挙区選出）議員選挙において候補者届出政党が政党演説会の開催のために提出する場合にあっては、この様式中「候補者（氏 名）」とあるのは「候補者届出政党名称及び代表者氏名」とし、「候補者氏名」とあるのは「候補者届出政党名称」とし、備考3中「候補者本人」とあるのは「候補者届出政党の代表者本人」とする。

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙において衆議院名簿届出政党等が政党等演説会の開催のために提出する場合にあっては、この様式中「候補者（氏 名）」とあるのは「衆議院名簿届出政党等名称及び代表者氏名」とし、「候補者氏名」とあるのは「衆議院名簿届出政党等名称」とし、備考3中「候補者本人」とあるのは「衆議院名簿届出政党等の代表者本人」とする。

3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第21号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 いずれかの括弧に○を記入すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第22号様式（その1）中「印」を削る。

別記第23号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第24号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 いずれかの括弧に○を記入すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第25号様式中「印」を削り、（注）を次のように改める。

（注）

- 1 候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証すべき書面）を添えること。
- 2 選任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第26号様式中「印」を削り、同様式の（注）2の次に次のように加える。

- 3 選任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第27号様式（その1）中「印」を削り、同様式に（注）として次のように加える。

（注） 職務代行者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第27号様式（その2）中「印」を削り、（注）を次のように改める。

- （注）
- 1 新たに出納責任者を選任した場合は、出納責任者異動届も併せて提出すること。
  - 2 職務代行者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第31号様式の上表中「責任者の氏名」の右欄の「印」を削り、「責任者の氏名」を「揭示責任者の氏名」に、「宮崎県選挙管理委員会確認者㊟」を「宮崎県選挙管理委員会確認欄」に改め、（注）を次のように改める。

- （注）
- 1 500枚の検印を受けたときは、この検印票を当委員会に返してください。
  - 2 揭示責任者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、揭示責任者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第34号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第36号様式中「印」を削り、（注）を次のように改める。

- （注）
- 1 既に交付を受けた政談演説会告知用立札、看板の類にする証紙を添付すること。
  - 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第38号様式中、「証紙受領責任者氏名」右欄の「印」を削り、「証紙受領責任者氏名」を「証紙受領者氏名」に、「宮崎県選挙管理委員会確認者㊟」を「宮崎県選挙管理委員会確認欄」に改め、（注）を次のように改める。

- （注）
- 1 枚の証紙の交付を受けたときは、この交付票を当委員会に返してください。

2 証紙受領者氏名の欄には、当該証紙を受領した者が署名してください。

別記第41号様式中「印」を削り、備考として次のように加える。  
備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

別記第42号様式中「印」を削り、備考として次のように加える。  
備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年8月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎県選挙管理委員会規程第2号

選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

選挙事務取扱規程（平成12年宮崎県選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号ア中「介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設」を「介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院」に改める。

別記第9号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選挙立会人本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選挙立会人本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りでない。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

令和3年8月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人社団善仁会 市民の森病院	宮崎市大字塩路字27 83-37	令和3年8月3日

一般社団法人藤元メ ディカルシステム藤 元中央病院	宮崎市北川内町乱橋 3584-1	令和3年8月3日	
---------------------------------	---------------------	----------	--

--	--